

(ウ) 会場

相馬農業高等学校

(エ) 参加者

相双地区教員89名

(2) 道徳教育・生活指導に関する学校・家庭・社会の認識を深め、意欲の向上に努めることに係わる事業

- ① 新聞配達に従事する年少者の就労保護について
昭38・6・14 (通達)
 - ② コロタイプ印刷業の労務管理改善に関する協力方依頼について
昭38・5・23 (通達)
 - ③ 少年非行の現状とその対策
昭38・6・13 (教育時報)
 - ④ 夏休み中における児童生徒の指導および学校の管理について
昭38・7・2 (教育月報)
 - ⑤ 児童生徒の事故防止について昭38・9・17 (通達)
 - ⑥ 冬休み中における児童生徒の指導ならびに学校の管理について
昭38・12・15 (通達)
- (3) 関係機関団体との提携を密にし、指導の一貫をはかることに係わる事業
- ① 学校警察連絡協議会
学校と警察の連絡を密にし、少年指導の万全を期するため、県内の主要市町村に同会を設置した。

3 教育内容の改善をはかること

が必要である。

そのために県は、理振法、産振法等の完全実施に努めるとともに、文部省と共催または県単独で講習会、研究会を開催し、あるいは産業教育内地留学生を派遣して教職員の資質向上に努めた。また、研究奨励金を交付し、研究の助成を行なった。

以上のうち教職員研究奨励金制度については現職教育の節で高等学校産業教育実技講習会および長期研修生派遣制度については産業教育の節で詳述してあるので、この節では理科教育と技術家庭科教育に関する事項を述べることにする。

1 理科教育振興法の実施

「理科教育振興法(昭和28年法律186号)昭和29年4月1日施行)に基づく理科教育設備費補助金は、小中、高、盲、ろう、養護学校を対象として、2分の1国庫補助法として10か年計画をもって施行されてきたが、7か年を経過した36年4月現在、全国充実率がようやく、40%程度にすぎないことから、基準細目を改正し、基準の70%達成を目標として新発足を行なったのである。昭和38年3月31日現在における本県内公立学校の理科設備の充実状況は、理科教育振興法にもとづく基準額と対照してA表、B表、C表、D表で明らかにされますが、A表によれば小、中、高等学校とも県合計では何れも50%を割る低率となっておりますが、昭和37年3月31日現在の充実状況よりは一年間に基準額に対する割合で、小学校8.5%、中学校5.5%、高等学校5.1%、特殊教育学校15.2%の増加になっていきますので、小学校および特殊教育学校に対する地域の協力で国費補助の伸びが現われている。

第6節 科学技術教育

科学技術教育の振興のためには、

- 1 理科および技術家庭科、職業教育関係の施設、設備を充実すること
- 2 教員の資質の向上をはかり、現職教育を効果的に実施すること

A 理科設備の学校規模別基準総額、充実総額、不足総額

(昭和38.3.31現在)

小 学 校

区 分	I			分校(全)	計
	1学級~5学級	6学級~23学級	24学級~		
基 準 総 額	13,601,940	262,351,710	36,060,340	63,493,010	375,507,000
充 実 総 額	5,949,740	118,536,539	23,432,326	11,558,064	159,476,669
充 実 率	43.7	45.1	64.9	18.2	42.4
不 足 総 額	7,652,200	143,815,171	12,628,014	51,934,946	216,030,331
不 足 率	56.3	54.9	35.1	81.8	57.6

中 学 校

区 分	分校(全)				計
	I 1学級~2学級	II 3学級~5学級	III 6学級~17学級	IV 18学級~	
基 準 総 額	10,886,190	32,571,000	189,306,930	77,225,400	309,989,520
充 実 総 額	2,206,830	11,758,400	94,095,510	45,546,365	153,607,105
充 実 率	20.2	36.1	49.7	58.9	49.5
不 足 総 額	8,679,360	20,812,600	95,211,420	31,679,035	156,382,415
不 足 率	79.8	63.9	50.3	41.1	50.5